

社援発0331第4号
令和4年3月31日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則準則について」の
一部改正について（通知）

今般、「支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則準則について」（平成20年3月31日付社援発第0331011号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則準則について」
(平成 20 年 3 月 31 日付社援発第 0331011 号厚生労働省社会・援護局長通知)

改正後	現行
様式第 22 号 番 号 年 月 日 殿 支援給付の実施機関の長 氏 名 (公印) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養の可否について（照会） あなたの にあたる甲さん（住所 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。 あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。 (特記事項) (担当者) (参考 1) ○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） 第 14 条 （略） 2・3 （略） 4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 (参考 2) ○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） 第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 (参考 3) ○ 民 法（明治 29 年法律第 89 号） 第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。	様式第 22 号 番 号 年 月 日 殿 支援給付の実施機関の長 氏 名 (公印) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会） あなたの にあたる甲さん（住所 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。 つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。 (特記事項) (担当者) (参考 1) ○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） 第 14 条 （略） 2・3 （略） 4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 (参考 2) ○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） 第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 (参考 3) ○ 民 法（明治 29 年法律第 89 号） 第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。